



平成 25 年 6 月 28 日

各 位

東 京 都 千 代 田 区 麴 町 三 丁 目 2 番 4 号  
会 社 名 株 式 会 社 ス リ ー ・ デ ィ ー ・ マ ト リ ッ ク ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 村 健 太 郎  
(コード番号: 7777)  
問 合 せ 先 取 締 役 新 井 友 行  
電 話 番 号 03 (3511)3440

## ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社および当社子会社の従業員並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成 25 年 7 月 25 日開催予定の第 9 期定時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をする理由

今回の発行については、当社および当社子会社の従業員のうち主に前回付与時以降に入社した従業員並びに社外協力者に対して、中長期的なインセンティブを持っていただくことを目的としており、当社グループ全体の事業推進やグローバル展開を加速させ、企業価値の向上や株主の皆様への利益向上を目指して新株予約権を発行するものであります。

当社グループでは、今後も優秀な人材を確保した際には、当社グループの従業員全員が株主の皆様との利害を一致させる観点から、今後も継続してストック・オプションを活用していく所存であります。

なお、今回ご承認を求めるストック・オプションの発行総数は最大 193,600 株で、平成 25 年 5 月 31 日現在の発行済み株式総数の約 1%となります。

#### 2. 新株予約権発行の要領等

##### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社子会社の従業員（当社の役員は対象としておりません。）並びに社外協力者

##### (2) 新株予約権の数の上限および目的である株式の種類および数

新株予約権 1,936 個を上限とする。

各新株予約権の目的である株式は当社普通株式 100 株とする。

ただし、割当日以降当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、その比率に応じ比例的に付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日における当社普通株式の市場価額相当とする。割当日以降、当社が当社普通株式の分割または併合、または時価に満たない価額による新株発行等を行う場合には、行使価額について、比例的または合理的な調整を行うこととする。その他、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で行使価額を調整することとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行の日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会により決定することとする。

(6) 増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡により本新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の条件

その他の条件については、当社取締役会において決定することとする。

(注) 上記の内容につきましては、平成25年7月25日に開催予定の第9期定時株主総会において、本件議案が承認可決されることを条件といたします。

以 上